

1880年代教育史研究会ニューズレター

2004年4月10日 第7号

学区の思想(5)

神辺 靖光

1879年の「教育令」、'80年の「教育令改正」に学区の文字はない。文部省が町村もしくは連合町村を小学校の学区と府県に命じたのは'81年1月である(省達1号)。しかし80年の『文部省日誌』に学区の文字が散見する。同日誌は文部省と地方官との間に交された伺と指令を公示したものであるから官僚は町村を新しい小学区と認識していたのである。

'80年3月・福島県伺(要旨)「甲学区の子どもが乙学区の学校に入学を求めた時、乙学校は入学を拒んでよいか、または子どもの教育費を求めてよいか」。指令「伺之通」。

伺2「この場合、子どもの所属は?」。指令「甲学区所属の子どもが乙学校に入学したと心得よ」(明治13年13号)

'81年6月、石川県は「石川県学事通則」をつくり、文部省にその可否を伺った。全10章94条の膨大なもので、その中に小学区のつくり方が詳述されている。文部省の指令「伺之通」。中学区はどうか。

'80年5月・新潟県伺(要旨)「小学卒業生が輩出しはじめたので中学校をたてたいが、従前の中学区がなくなったので困っている。郡と区を中学区にしたいがどうか」。指令「中学区域をつくることは苦しからず」(明治13年17号)

'81年6月・長野県伺「人民が中学校設置を企てているが旧中学区の廃止によって学校設置位置について紛議が絶えない。そこで郡の境界で中学区域をつくり、郡内協同で中学校を設置する。郡の広狭によって2校または分校設置も可とするがいかがか」。指令「公立中学校設置の区域を指示することは苦しからず」(明治14年5号)。いずれも郡を中学区にしたいと伺い、文部省は「苦しからず」と消極的賛意に止まっている。小学区の伺いに対する「伺之通」という明快な回答と違って奥歯にものが挟まったような指令である。それもその筈、文部省はこの年、即'81年1月31日、府県学校の「設置廃止規則」と町村立学校の「設置廃止起草心得」を出して公立学校の設置者を府県と町村の二者に決めただけであった。財政面からみても三新法体制では府県費と町村費はあるが郡費はない。「教育令改正」でも公立中学校の設置は府県になっているし、'82年11月から12月にかけて東京で開かれた文部省主催の「学事諮問会」(各府県学務課長と府県立学校長による全国教育会議)で中学校の設置は府県と明示するのである。80年代を通じて文部省には郡を中学区ないし中学設置母胎にする考えはなかったと言ってよい。

にもかかわらず、各府県に興起した中学設置位置は旧城下町、市街、街道筋の要地等であった。鉄道交通がはじまったばかりの当時において中学は府県内の各地に展開されねばならないとすれば郡は格好の中学区である。事実、各郡ごとに中学を設置したり、数郡連合して共立中学を起こしたり、郡内協同中学をたてたりする例が、この時期、各地にみられる。それらの実例と成否の要因については後に述べるが、三新法、教育令以前の大区制や「学制」の中学区が実質的に郡によって区画されていた事例をみよう。(続く)

尋常中学校から高等中学校への連絡問題

設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に (その2)

巖 平

高等中学校設置区域について、必ずしも各高等中学校生徒の出身地域を制限したものではなかった事実から、従来の研究ではしばしばその存在意義を無視されがちである(高橋佐門、二見剛史)。それに対して筧田知義は、第三高等中学校が主催する設置区域内の尋常中学校長会議に着目し、「特例」とはいえ、区域内尋常中学校卒業生のみを対象とした無試験入学制度が実施された事実即して、尋常中学校から高等中学校への連絡問題において設置区域が重要な役割を果たしたことを指摘した(『旧制高等学校教育の成立』)。さらに最近の研究では西山伸が、第三高等中学校区域内の尋常中学校長会議の議決内容を詳細に紹介し、連絡問題における設置区域の持っていた具体的な役割を解明した(『地方教育史研究』第23号)。

しかし、筧田も、西山も、設置区域の存在を意識しながらも、**言及対象は個別の区域内部にとどまり、設置区域をめぐる各高等中学校間の関係という問題については、ほとんど言及していない。**しかし、設置区域制度が意味を持つためには学校間で区域をめぐる合意が必要であり、他の区域内の生徒の取り扱い方は、設置区域の意味を解明するためには欠いてはならない一面を構成しているはずである。

事実、1891年には、第一高等中学校をはじめ、官立諸学校への入学資格そのものが公立尋常中学校に限定され、私立中学校は除外されるという風説を契機として、「私立学校撲滅論争」にまで発展していった。この事態は、1893年以降、私立中学校から第一高等中学校への無試験入学が認められ、第二、第四、第五高等中学校も第一高等中学校に追従することによりひとまずは終息を迎えた(桜井役、久木幸男など先行研究を参照)。しかし、例えば第三高等中学校は1893年の時点においても依然として私立中学校からの無試験入学を拒否していたのである(後述)。その理由は、これらの学校が第三高等中学校の**設置区域外**にあることであった。この事実、尋常中学校と高等中学校の接続関係が明確化される過程で、**私立か府県立かという問題のほかに、設置区域の問題が複雑に関連している**ことを物語っている。第三高等中学校を中心にこの問題を検討してみたいと思う。

早速本題に入りたい。まずは1887年5月19日刊『官報』の広告欄に載っていた第一高等中学校の生徒募集広告を覗いておこう。

「今般当校に於て試業の上生徒の入学を許す志願の者は本月二十五日より六月二十日迄に当校へ願出つへし/但入学試業課目は官報第千六百二十四号(四月二日)教育事項の部に掲載せり。又尋常中学校第二~~年級~~卒業以上の生徒にして地方庁(東京府を除く)に於て入学試業を受けんとする者は其庁に申出つへし/明治二十年五月/第一高等中学校」(『官報』第1164号、原文カタカナ、下線は筆者より)。

ついでに『官報』第1624号(四月二日)は以下の通り。「第一高等中学校に於ては予科第三級

の入学試業課目を左の如く定めたり。但し本年七月の入学試業には 印の課目を省く(文部省)/予科第三級入学試業課目/倫理 人倫の要旨/国語及漢文 講読(漢文)書取(漢字交り文)作文(漢字交り文)/第一外国語 読方、和文欧訳、欧文和訳、書取、会話/ 地理(略)/ 歴史(略)/数学(略)/ 博物物理及化学(略)/ 習字(略)/ 図書(略)/唱歌 当分欠く/ 体操 普通体操/右課目の外に体格検査を施す」(略は筆者より)。

東京大学より独立を果たした予備門を前身として発足した第一高等中学校は、全国から生徒を募集するのが通例であった。従来通りの広告であった。しかし、事情は従来と異なっていた。第一と共に発足したのは、第三高等中学校があったからだ。『官報』を通じて生徒の全国募集について、第三高等中学校折田彦市校長が猛反発した。早くも設置区域の存在意義をめぐって、両者の間に熾烈なバトルが発生する事態まで発展していったのである(以下次号)。

1880年代の専門教育を考える

- 広島大会報告関連 -

小宮山道夫

専門教育は現在では一般的に旧制専門学校や大学において行われた高度の専門職業のための教育を指す。しかし1880年代前後を分析対象とする際、このような固定的なとらえ方をすれば、体系的な教育課程の不備や教員の力量不足等そもそも専門教育機関と呼ぶべきものの自体の存在が疑わしくさえなってしまう。しかしこの当時において前近代の人材養成とは異質の専門教育を施す教育機関が存在していたことは事実である。そこで専門教育を入学年齢や教育内容の質の高低を問わず、特定の職業に関する専門的な教育と定義し、当時の教育機関の状況やそこで学んだ者たちの動向について見つめる必要があると考える。

昨年6月の広島大会における報告では、1880年代前後に広島に存在した専門教育機関として、広島師範学校、広島外国語学校(広島英語学校と改称)、広島県師範学校、広島医学校、広島県農事講習所を紹介した。本稿ではその中から広島医学校の財政に関する県会での説明をもとに当時の状況を提示したい。

広島医学校は修業年限3年、卒業後半年の病床実地演習を教育課程にもつ公立広島病院の附属医学校として1877年に設置された。設置の翌年には修業年限3年半、開業免許取得後1年間の東京留学を課す課程に改訂し、1882年公布の医学校通則により乙種医学校と位置づけられた。1884年には医学士の招聘と課程改訂の結果予科1年本科3年課程を持つに至り、甲種医学校に認定された。

1880年度の県会での予算説明において東京留学について次のように述べている。「本県病院においては医員の数未た之に供するに足らず、器械亦悉く全備せざるが故に、今遽にその科業を教授するを得ず。加之其臨床講義の学科たるや、種々の患者を集め校費を以て之を施療するにあら

ざれば、適宜に其業を授くる難く、其費も亦許多なるべし。今其留學生徒の費用たる之を広島に養ふより僅に1ヶ月金一円余の増加のみにして該学科を授業するの費に比すれば省減すること甚だ大なり殊に學術經驗上其生徒の得る處亦実に尠なからざるべし是之を東京に留学せしめんとする所以なり」(『広島県議会史』第1巻、469頁)とある。経費節約のため、生徒の東京留学費用を支出することによって不足している教育課程を補い、人材養成を確立しようとするものであった。

1882年度の説明では「卒業生は、臨床講義の爲め東京佐藤進の私塾に留学せしめ来りしが、事故ありて自今難引受旨報知せしに依り、東京大学総理へ依頼に及びし所、是又其需めに応じ難き旨回答あり。依て東京に留学せしむ可き道既に絶へたれば、他に之に換べき方法を設けざれば書籍上の講究論議は間然する所なきも、変化無窮の疾病に向つて習熟せしめざれば、未だ司命の職に任しがたし。然るに幸いに本県病院あるを以て更に教諭を聘し、該院の患者に就き習熟の方法を設くるときは固より、東京に於て習熟せしむるが如きには至らざるも其効亦尠しとせず。故に十四年度中新たに年給千四百四十円の教諭一人を聘せんと欲するに依る」(前掲『広島県議会史』618頁)とある。実際に東京留学が不可能になる理由があったのか新規教員招聘の口実であったのかは不明であるが、広島医学校は教育課程を完備して自己完結型の人材養成制度を確立する方針を採用することとなった。

人材を養成する上で、自己完結型の養成制度を構築するか、外部の有力な学校に人材を送り込んで養成の目的を達する、いわば外部委託型の制度を構築するかという判断は、財政の責任を負うものにとっての常に重大な問題であると思われる。広島の場合、医学教育については、必要に応じて外部委託型を利用しながら可能な限り自己完結型の教育機関を整備するという両者併用型の養成制度を用いて医学校を充実させたが、地方税支弁全体からみた費用対効果の視点により、自己完結型の養成制度を諦めた、すなわち学校を廃止したという過程を看取することができる。

医学教育においては、医制という基本法令が定められたことで医師の課程養成への移行、資格制度の義務化といった提示がなされ、漸進的無資格者の排除へと進展していった。伝習所・講習所といったいわば速成的現職教育機関から一定の課程をもつ師範学校の設置、学力証明書・卒業証書といった課程養成の証明書発行による資格の峻別化や資格試験導入といった段階を経るのである。学制以来教育の基本法令が表してきた学校による人材養成(課程養成重視)という原則と、その実現を目指して現実的な対応を迫られる府県が重視した実質的な人材養成とを考慮すると、前近代の身分・血統が支えてきた専門的職業による職分から、維新前後の実力重視、実質的な人材養成を尊重する立場、課程養成に信頼を置き教育課程を重視する体制への転換、すなわち教育社会学者が1900年代と指摘する学歴主義への転換点は、1880年代にあるのではないかと思えてならない。

< 資料紹介 > 第一高等中学校と設置区域内の 尋常中学校・私立学校との連絡について

谷本 宗生

第一高等中学校が設置区域内の府県尋常中学校及び私立学校と「親密」な連絡をはかることを定めた「第一高等中学校設置区域内ニ於テ第一高等中学校予備ノ学科ヲ教授スル学校ニ関スル定規」(『明治十九年十二月改製 学則関係反省録第参』第三高等中学校、京都大学所蔵)の内容について紹介したい。上記の定規(明治22年と推測される)は、全8条からなる。第一高等中学校と連絡をはかる学校の基本的なガイドラインが示されている。以下に、その条文を転載する。

- 第一条 此定規ニ遵フ諸学校ノ生徒ハ本校入学ノトキ本校入学試業細則ニ示シタル特別ノ処分ヲ受クルコトヲ得
- 第二条 各学校ハ本校入学試業細則第一条ニ示シタル諸学科科目ヲ教授スヘシ
倫理 国語及漢文 第一外国語 地理 歴史 数学 博物、物理及化学 図画 習字 体操
- 第三条 各学校ハ其学校ノ大試業ノ終リ毎ニ別紙甲号雛形ニ依リ全生徒ノ成績表ヲ調整シ本校ニ差出スヘシ(雛形略ス)但シ評点ハ一百ヲ以テ満点トスヘシ
- 第四条 本校入学試業ノトキ各学校ハ第二条ニ示シタル諸学科ヲ履修シタル生徒ニシテ本校入学ノ学力アリト認ムル志願者ノ表ヲ別紙乙丙ニ通ノ雛形ニ依リ調整シ本校ニ届出ツヘシ(雛形略ス以下同シ)
- 第五条 各学校ハ第四条ノ届出ヲ為シタルトキハ其生徒ノ入学願書学業履歴書並ニ試業費ヲ取纏メ之ヲ本校ニ差出スヘシ
- 第六条 各学校ニ一年以上在学ノ生徒ニアラサレハ本校ノ入学試業細則第十一条ヲ適用セラルルコトヲ得ス
- 第七条 各学校ヨリ第四条ノ届出ヲ為シタル生徒ノ中入学試業細則第六条本文ニ依リ合格スルモノノ総数ノ二分ノ一ニ満たサルトキハ届出ノ諸条件ヲ總テ無効トス
- 第八条 数年引続キ無効ノ届出ヲ為シタル学校ノ生徒ハ本校入学試業細則ニ示シタル特別ノ処分ヲ受クルコトヲ得ス

さらに、興味深い資料が『第一高等学校六十年史』所収にある。「各高等中学校設置区域内ノ尋常中学校ノ成績ハ如何逐年進歩ノ徴候アリヤ又ハ之ニ反スルヤ其ノ卒業生ノ学力ノ程度ハ如何」などといった文部大臣諮問に対する、第一高等中学校長の上申(明治26年6月)である。「第一高等中学校設置区域内尋常中学校ニハ従来ノ成績ニ徴シテ多少ノ優劣ハ有之候得共概シテ逐年進歩ノ徴候アルハ認定致居候既往四年間ノ経験ヲ叙スレハ明治二十二年ハ各校卒業生ニシテ学力優等品行方正身体健全ノ者ヲ該校長ノ証明ヲ容レ本校予科第三級ヘ無試験編入シテ試ミニ本校ニ於テ学力試験ノ上入学ヲ許可シタル者ト対較シテ毫モ優劣ナキヲ認め

タリ...中略...第一高等中学校設置区域内ニ於ケル私立学校ニシテ公立ト同シク尋常中学校ノ資格アルモノ及其卒業生ノ無試験入学ヲ認許シ得ヘキモノニ就テハ追テ調査ヲ遂ケ具申可致候」(101~102頁)

宮城県公文書館所蔵、第二高等中学校関係文書 2004.2 谷本調査

「内容件名」

『簿冊名』簿冊年代(簿冊番号)

(1)「府県聯合設立高等学校コルレージノ類之事」

『諸官省内達綴 学務課』M17年(0062)

(2)「第二高等中学校創立費寄付者ニ対スル行賞」

『郡役所 志田郡 職制・町村吏員・文書・社寺・雑事 明治19~32年』M32年(0052)

(3)「第二高等中学校へ本校内へ仮事務所設置ノタメ一室貸渡伺」

『宮城県尋常中学校・県庁伺御指令書』M20年(0049)

(4)「第一高等中学校ヨリ旧東京大学へ入学ノ件照会」

『本県並諸向往復綴 宮城県尋常中学校』M20年(0051)

(5)「第二高等中学校各県分担額」

『会議 県会・常置委員会・高等中学校委員会・区町村会』M20年(0066)

(6)「第二高等中学校ノ位置ト呼称」

『法令類纂 上 1~7月』M20年(0078)

(7)「高等中学校経費支弁法」「高等中学校設置区域内府県委員会規則」「第二高等中学校本県分担額」

『法令類纂 下 8~12月』M20年(0079)

(8)「仙台区所在ノ官有施設等記載」

『仙台区官有地調査書』M21年(0004)

(9)「第二高等中学校用地」

『地理 加美郡黒沢村共有地下戻一件・第二高等中学校用地一件』M21年(0032)

(10)「第二高等中学校志願者名簿」「第二高等中学校入学受験生心得」「明治20年宮城県尋常中学校廃校ノ件」

『宮城県尋常中学校 本県並諸向往復綴』M21年(0034)

(11)「宮城医学校敷地建物ヲ第二高等中学校所用トシテ文部省へ引継グ件」

『県会議案 附19年度地方税精算・21年度追加議案』M21年(0043)

(12)「第二高等中学校付属地トシテ元医学校付属医院敷地管轄換ノ件」

『地理 地種組替3』M22年(0013)

(13)「元医学校敷地建物払下第二高等中学校へ譲渡」

『営繕一件 土木係 第一区』M23年(0026)

(14)「第二高等中学校存廃ノ件」

『学校 官立学校・県立学校・私立学校』M24年(0016)

ホームページ上でのニューズレター第5号が公開されています

小宮山会員の尽力により、第5号分よりニューズレターの内容を本研究会ホームページで公開されています(前の号についても順次公開していきたくと思いますが、差し障りのある方はご連絡ください)。一般掲示板・会員専用掲示板(パスワードは小宮山会員までお問い合わせください)も活用しましょう。ホームページのURLは下記のとおりです。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/index.html>

ご意見等心よりお待ちしております。

第5回例会（於京都）の報告

富岡 勝

2004年3月12日～13日の日程で、京都において第5回例会がおこなわれました。田中会員・蔵会員とともに今回の準備を担当した富岡より、簡単に報告させていただきます。

準備段階

毎年、6月ごろと2月ごろに例会を開催しているのですが、今回はやや準備開始が遅れました。2月10日ごろに開催地と日程が決まった状態でした。京都開催にしたのも、今回は諸事情で東京では開催しにくいなどの消極的な理由が強かったのですが、結果的には、京都大学大学文書館と三高会館の見学、三高関係史料の調査といったことをこの時期におこなって正解だったのではないかという気がしています。

一日目（京都大学大学文書館見学・三高史料調査）

一日目は、13時に京都大学時計台前に集合したあと、昨年の時計台記念館としての改修にもなって1階に設けられたばかりの大学文書館を見学しました。同館の西山さんに京都大学史の展示、閲覧室、書庫などを案内していただいたあと、今後の閲覧方法などについてもお話をききました。三高関係の史料も2003年度中に大学文書館に移管されて、リスト作成などの準備後、資料ごとに閲覧が可能になるとのことでした。1880年代研究で、今後何度も世話になると思います。

次に、総合人間学部図書館へ三高関係史料を見に行きました。書架に並んだ形で見渡しながら利用できる機会は、これで最後になるため、膨大な三高関係資料の全貌をつかもうと共同調査をおこないました。1880年代の文部省往復関係の簿冊を中心に、目次または、資料の件名ごとにデジタルカメラで撮影をこころみました。結果としては、簿冊が多すぎることで、目次が整備された簿冊が少なかったため、予想以上に作業は難航しました。私の見込みが甘すぎたようです。しかし、今後高等学校関係の簿冊を調査していく上でどのような作業が必要かを考える材料にはなったのではないかと思います。また神辺会員と荒井会員に1885年の史料を中心に検討してもらったところ、やはり、重要な情報が数多く含まれていることが改めてわかりました。

夕方からは、蔵会員が予約してくれた京風豆腐料理の店で懇親会をおこないました。落ち着いた雰囲気の中で、会員の近況報告、今回より加入の佐喜本さんの自己紹介、プリンストンへ旅立つ蔵会員の折田研究へむけた抱負など話がはずみました。

二日目（三高会館にて研究会）

二日目は、三高会館内を会場として研究会をおこないました。三高会館を利用できたのは、三高関係の展示などに従事されてきた田中会員の尽力によるものです。

最初の研究報告は、中野実著『近代日本大学制度の成立』に関するもので、富岡が担当しました。故中野会員が「帝国大学体制」をキーワードとして、その成立と展開をめぐる大きなスケー

ルの研究を構想していたことを、確認しあいました。この本ではじめて紹介された中野会員の未発表論文も今後の研究会の大きなヒントになるだろうということや、森 - 折田のつながりや井上 - 木下の関係などを手がかりとした個人史料への注目の必要性などについても話し合われました。

次に、蔵会員による「高等中学校への入学問題と『設置区域』 第三高等中学校への無試験入学の実態分析を手がかりに」というテーマの報告がありました。本ニューズレターにも連載中のテーマでもあり、他の高等中学校の事例も含め、活発な意見交換がおこなわれたと思います。蔵会員は、この研究会の翌週には、研究助成金を得て、折田彦市が留学生活を送ったアメリカのプリンストン大学での6ヶ月間の在外研究へと出発しました。折田彦市を中心とした三高研究がより大きく実っていきそうです。

最後に荒井会員より、「1880年代教育史研究の発展のためのメモ」が出され、研究会の活動についての話しあいがおこなわれました。その結果、「高等中学校研究 1880年代教育史研究の再検討」というテーマで2005年度教育史学会で発表をおこなうということが決まりました。この発表にむけて熊本（五高）、仙台（二高）、金沢（一高）、京都（三高）、鹿児島、山口などの調査を各担当者（今回より加入の佐喜本会員も調査に積極的に参加してくださいませ）を中心におこないながら、年2回の研究会を開催することも確認されました。次回例会までに、先行研究リスト案や基本史料リスト案なども各担当の会員から発表される見込みです。

このように、今回の例会では、三高史料についての調査、故中野会員の研究の再検討、三高と尋常中学の連絡問題の検討、今後の活動目標の設定などの面で成果があったのではないかと、思われます。これは、各会員が勤務などで多忙をきわめながらも蓄積してきた研究へのエネルギーが、ちょうどこの時期になって形にあらわれはじめたためだと思われまます。この勢いで、2年後の学会発表にむけ、研究会の活動が充実したものになっていくことを確信しました。

私自身も、中野会員の本についての報告をおこなったり、自分自身の研究テーマ「学生自治研究」と1880年代とのつながりについて、改めて気がつくことができた点があり、今後、いくらかはまとまった研究を進めて行けそうな見通しを得られたような気がします。これについては、次号のニューズレターで書いてみたいと思います。（以上）

編集後記 3月13日の研究会席上で4月上旬の発行を約束いたしましたが、ぎりぎり間に合ったかどうか、というペースになってしまいました。申し訳ありません。蔵会員の原稿は4ヶ月以上前から預かっていたのをようやく掲載させていただきました。谷本会員からは原稿以外に、二高関係の史料リストも掲載させていただきました。何ヶ月も前に新学期になり、あわただしくなってきましたが、次号は原稿の締め切りを、連休明けの5月6日とさせていただきます、5月中旬に発行したいと思ひます。ご投稿よろしくお願ひいたします（富岡）

< 研究会連絡先 >

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1 - 9 - 1

大東文化大学荒井明夫研究室 気付 「1880年代教育史研究会」事務局

< ニューズレター原稿送付先 >

〒577-8502 東大阪市小若江 3 - 4 - 1

近畿大学教職教育部富岡勝研究室

e-mail : tomi2001@fmail.plala.or.jp (e-mail による投稿も歓迎)